

平成 27 年 11 月 16 日

国公立大学図書館協力委員会
大学図書館著作権検討委員会

TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項について

国公立大学図書館協力委員会は、国公立大学図書館が相互に協力して、大学図書館運営に共通する問題を検討し、その改善を図ることを目的として設置され、国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会及び私立大学図書館協会から選出された委員館によって運営されています。その下に、大学図書館著作権検討委員会は、著作権について検討する専門委員会として設置され、かねてから環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の諸協議のうち、特に著作権の保護期間の延長ならびに非親告罪化の導入については慎重な対応を求める旨の意見表明等を行ってきたところです。

10 月 5 日の大筋合意を受けて、10 月 28 日開催の「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」における参考資料 8 の「TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について」に掲げられた項目に沿って法整備が進められるものと承知しております。大学図書館が教育・研究への支援において受ける影響を懸念し、以下のとおり意見を提出しますのでご検討願います。

記

■ 「1. 著作物等の保護期間の延長について」に関して

1. 登録等による保護期間の延長について

当委員会は、著作権の保護期間延長による機関リポジトリ及び資料デジタル化によるアーカイビングへの影響を懸念し、各種意見を提出してきました。保護期間延長により孤児著作物が増加し、学術研究やイノベーションの停滞を招くのではないかと憂慮いたします。

現状の保護期間であっても、著作権処理には大きな費用を必要とすることは国立国会図書館のデジタル化事業などからも明らかであり、一律に保護期間を延長するのではなく、11 月 4 日開催の法制・基本問題小委員会で thinkTPPIP (TPP の知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム) から提案された、一定の手続が経られたものについてのみ延長するという制度を支持します。

2. 戦時加算の扱いについて

アメリカをはじめとする国々に対しては、「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」に基づき、著作権の存続期間が加算される、いわゆる戦時加算が適用されます。

一部報道では、TPPの合意の際に戦時加算を解消するとされていましたが、10月5日の大筋合意の時点では戦時加算の解消は実現していないと認識しています。

新たな研究を活性化するために過去の研究は自由に利用できることが望ましく、特に、我が国だけが戦時加算により更に存続期間が延長されることは、自由貿易を掲げるTPPの趣旨を考えれば疑問とせざるをえません。

については、上記のthinkTPPIPからの提案に加え、戦時加算の対象となる著作物に関しては、手続の際、70年への保護期間延長と戦時加算により加算される期間との差分のみが延長される制度を提案します。

■ 「2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化」に関して

1. 権利制限の一般規定の再検討について

TPPの合意に非親告罪化が盛り込まれたのはアメリカの強い主張によるものと認識していますが、アメリカ著作権法には、いわゆるフェアユース規定があり、一定のバランスをとっていると考えます。

については、平成21年から平成22年にかけて法制問題小委員会で検討された権利制限の一般規定、いわゆる日本版フェアユースが改めて検討されるべきと考えます。

2. 図書館業務における懸念

我が国の著作権に関する裁判では、しばしば、実際に著作物を違法に利用した者ではなく、機器類を設置した主体に責任が及ぶ、いわゆるカラオケ法理が適用されます。

図書館の施設内には、書籍を中心とした多くの著作物が記録された媒体に加えて、多くの再生機器や複製機器が存在します。図書館は、利用者に対して著作権を尊重するように求めるため、これまでも著作権に関する周知を行ってきたところですが、いくつかの裁判におけるカラオケ法理の適用と今般の非親告罪化の導入、更に後掲の「5. 法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備」を考えれば、利用者による各種機器の想定外の利用などに対しては、一定の条件で免責されるべきと考えます。

3. 教材作成時等の条件整備について

大学においては、各教員が教材を作成することがあり、作成の際、先行する著作物を用いることが珍しくなく、また、大学図書館が教材作成を支援することが増えつつあります。

作成した教材は電子的に配信できることが望ましいことは言うまでもありませんが、著作権法第35条第2項における公衆送信権の制限は、授業と同時に送信される場合に限られるため、作成した教材を電子的に配信したい場合には著作権処理が必要となります。

一方で、作成した教材における先行する著作物の利用が著作権法第32条第1項の引用と認められる場合もありえると考えますが、多数の学生が受講する授業においては、作

成した教材を使用する人数も相当数に上るため、先行する著作物の利用の委縮が懸念されます。

については、内閣官房 TPP 政府対策本部から 11 月 5 日付けで公表されている「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」70 ページの「商業的規模」の明確化や引用要件の一層の明確化が必要と考えます

■ 「3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール等）に関する制度整備」に関して

1. 図書館等における保存のための複製について

「技術的手段（アクセスコントロール等）に関する制度整備」とは、著作権法第 30 条第 1 項第 2 号のような規定が私的使用以外についても設けられる場合がありえるものと理解しています。

図書館等は、著作権法第 31 条第 1 項第 2 号において図書館資料を保存するために複製することが認められており、平成 21 年 1 月の「文化審議会著作権分科会報告書」の 113 ページにおいて、「図書館関係のうち、記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替えのためにデジタル化をすることについては、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会の報告において、現行規定（第 31 条第 2 号）の解釈として不可能ではない」との解釈が示されているところです。

図書館等における複製においては、引き続き、技術的手段を回避することが違法とされないことの明確化が必要と考えます。

以 上